

始良市優良工事等表彰実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、本市が発注する建設工事に従事する企業や技術者の施工意欲の増進を図るとともに、公共工事に係る品質の確保及び技術の向上に資するため、他の模範になると認められる優良な工事及び優秀な技術者を表彰することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象工事 本市が発注した建設工事のうち、始良市建設工事成績評定規定（平成22年始良市訓令第54号）第2条の規定に基づき工事検査の評定を受けたものをいう。
- (2) 企業 市内に本店を有する入札参加資格業者（市内に本店を有する者で構成される特定建設工事共同企業体を含む。）で、対象工事を受注した者をいう。
- (3) 技術者 対象工事において主任技術者又は監理技術者に選任され、当該工事に従事した者をいう。
- (4) 優良工事表彰 優良な対象工事を実施した企業を表彰することをいう。
- (5) 優秀技術者表彰 優良な対象工事に従事した優秀な技術者を表彰することをいう。
- (6) 対象年度 前2号に規定する表彰を行う年度の前年度をいう。

(表彰の部門)

第3条 優良工事表彰及び優秀技術者表彰（第9条から第12条までにおいて「優良工事等表彰」という。）の対象となる工事の部門は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 土木工事
- (2) 建築工事
- (3) 舗装工事
- (4) 水道工事
- (5) 管工事
- (6) 電気工事
- (7) その他市長が特に必要と認める部門

(優良工事表彰の候補)

第4条 優良工事表彰の候補となる工事（以下「表彰候補工事」という。）は、対象年度中に完成検査が完了した対象工事のうち、その工事成績評定点が80点以上であったものとする。

2 優良工事表彰の候補となる企業（以下「表彰候補企業」という。）は、表彰候補工事を実施し、かつ、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 対象年度中に完成検査が完了した全ての対象工事の工事成績評定点が 65 点以上であること。
- (2) 対象年度から選定基準日（第 7 条により始良市優良建設工事等表彰選定委員会が被表彰者を選定する日をいう。次条において同じ。）までの間に、始良市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要領（平成 22 年始良市訓令第 56 号）等により指名停止処分を受けていないこと。
- (3) 市税等を滞納していないこと。
- (4) その他表彰することが不相当と認められる事情がないこと。

（優秀技術者表彰の候補）

第 5 条 優秀技術者表彰の候補となる技術者（以下「表彰候補技術者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 選定基準日の時点で表彰候補企業に雇用されていること。
- (2) 表彰候補工事に係る全ての工期に従事した技術者であること。
- (3) 対象年度から選定基準日までの間に、法令違反等により、刑罰又は行政処分等を受けていないこと。
- (4) 市税等を滞納していないこと。
- (5) その他表彰することが不相当と認められる事情がないこと。

（選定委員会）

第 6 条 表彰候補企業及び表彰候補技術者のうちから被表彰者を選定するため、始良市優良工事等表彰選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

- 2 選定委員会の委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。
- 3 委員長は副市長を、副委員長は総務部長をもって充てる。
- 4 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 建設部長
- (2) 農林水産部長
- (3) 水道事業部長
- (4) 教育部長
- (5) 工事監査監

- 5 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 委員長、副委員長及び委員は、現にその職にある者について任命されたものとし、辞令を交付しない。

（会議）

第 7 条 選定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。
 - 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
 - 4 委員長は、会議の結果を市長に報告するものとする。
(意見等の聴取)
- 第8条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。
(表彰の方法等)
- 第9条 優良工事等表彰は、年1回、表彰状を授与することにより行う。
(表彰の取消し)
- 第10条 市長は、優良工事等表彰の日までに、優良工事等表彰の被表彰者が要綱第4条又は第5条に規定する要件を満たしていない事実を確認したときは、当該表彰の決定を取り消すことができる。
(庶務)
- 第11条 優良工事等表彰及び選定委員会の庶務は、工事監査課において処理する。
(その他)
- 第12条 この告示に定めるもののほか、優良工事等表彰に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。